

監査公表第2号（平成26年4月8日、県公報第3585号登載）

新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果（平成25年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関37機関
- (2) 監査対象期間：平成24年 9月1日～平成25年 8月31日
- (3) 監査実施期間：平成25年10月2日～平成25年12月19日
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

	監査対象機関名	監査実施日
新社会推進部	アジア文化交流センター	平成25年11月12日～平成25年11月14日
	女性相談所	平成25年12月19日
	パスポートセンター	平成25年12月17日～平成25年12月18日
保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	平成25年12月10日～平成25年12月12日
	粕屋保健福祉事務所	平成25年11月26日～平成25年11月28日
	糸島保健福祉事務所	平成25年10月16日～平成25年10月17日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	平成25年11月19日～平成25年11月21日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	平成25年12月 3日～平成25年12月 5日
	田川保健福祉事務所	平成25年10月22日～平成25年10月25日
	北筑後保健福祉環境事務所	平成25年10月 2日～平成25年10月 4日
	南筑後保健福祉環境事務所	平成25年11月 5日～平成25年11月 7日
	京築保健福祉環境事務所	平成25年10月29日～平成25年10月31日
	保健環境研究所	平成25年10月 8日～平成25年10月 9日
	精神保健福祉センター	平成25年12月19日
	食肉衛生検査所	平成25年12月 9日
	福祉労働部	福岡児童相談所
久留米児童相談所		平成25年10月10日～平成25年10月11日
田川児童相談所		平成25年10月10日～平成25年10月11日
大牟田児童相談所		平成25年12月 9日～平成25年12月10日
宗像児童相談所		平成25年12月 9日
京築児童相談所		平成25年12月12日
福岡学園		平成25年11月12日～平成25年11月14日
筑後いずみ園		平成25年12月11日～平成25年12月12日
障害者更生相談所		平成25年10月17日
粕屋新光園		平成25年10月 2日～平成25年10月 4日
福岡労働者支援事務所		平成25年10月16日
北九州労働者支援事務所		平成25年11月14日
筑後労働者支援事務所		平成25年12月19日
筑豊労働者支援事務所		平成25年11月 7日
福岡高等技術専門学校	平成25年10月10日～平成25年10月11日	

監査対象機関名		監査実施日
福祉労働部	戸畑高等技術専門学校	平成25年10月8日～平成25年10月9日
	小竹高等技術専門学校	平成25年11月5日～平成25年11月6日
	久留米高等技術専門学校	平成25年10月8日～平成25年10月9日
	大牟田高等技術専門学校	平成25年12月17日～平成25年12月18日
	田川高等技術専門学校	平成25年10月16日～平成25年10月17日
	小倉高等技術専門学校	平成25年11月12日～平成25年11月13日
	福岡障害者職業能力開発校	平成25年12月10日～平成25年12月11日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況については、収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給の状況に加え、頻回受診者に対する適正受診の指導状況及び新規申請時の実地調査が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出状況

ウ 人件費

報酬、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

保健福祉（環境）事務所8機関

イ 監査の内容

生活保護費の支給状況について

ウ 監査の視点

(ア) 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給は、適正に行われているか。

(イ) 医療扶助における受診状況把握対象者（注1）のうち、頻回受診者（注2）に対する受診指導等は、適正に行われているか。

(ウ) 新規申請時における実地調査は、適正に行われているか。

(注 1) 同一傷病で、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している月が3か月以上続いている外来患者（歯科除く。）

(注 2) 上記のうち、嘱託医との協議等をもとに各監査対象機関が頻回受診と判断した者

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
新社会推進部 アジア文化交流 センター	支 出	1	前渡資金の支払いにおいて、随時指定の資金前渡職員の預金口座による支払いとしていた。
保健医療介護部 筑紫保健福祉 環境事務所	支 出	1	通勤手当の認定誤りにより、支給過となっていた。
保健医療介護部 南筑後保健福祉 環境事務所	支 出	1	生活保護費の支給において、児童扶養手当の収入認定誤りにより、支給過となっていた。
計			3件

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
新社会推進部	その他	1	所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない現金が、保管されていた。
保健医療介護部	収 入	2	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて、増加している。
	支 出	1	生活保護費の支給において、児童扶養手当の収入認定誤りにより、支給過となっていた。
		1	生活保護の医療扶助において、頻回受診者指導台帳が整備されていないものがあつた。
契 約	3	長期継続契約において、暴力団排除条項の変更に関する協議がなされていないものがあつた。	

対象部局名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部	契 約	3	借上契約において、暴力団排除条項の内容が、「暴力団排除強化に係る契約内容」となっていなかった。
福祉労働部	収 入	1	児童福祉施設措置受託金の調定において、学校給食費の単価を誤ったため、徴収不足となっていた。
		1	督促に関する事務において、財務規則に沿った事務処理がされていなかった。
	契 約	1	委託契約において、契約締結後に契約締結伺いを行う等の契約事務が行われていた。
		3	長期継続契約において、暴力団排除条項の変更に関する協議がなされていないものがあった。
		6	委託契約において、暴力団排除条項の内容が、「暴力団排除強化に係る契約内容」となっていなかった。
計		23件	

(3) 意見事項

生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて減少しているが、依然として多額である監査対象機関があるため、今後とも収入未済解消に向けた努力が望まれる。

また、生活保護世帯の収入の把握については、努力されているところであるが、把握が不十分なものが見受けられた。収入の把握の遅延等は、生活保護費返還金の発生の要因となっており収入未済の増加に結びつきやすいことから、なお一層の把握に努められたい。

2 重点事項（財務に関する事務のうち、重点的に調査することとしたもの）

(1) 調査対象

ア 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給については、監査対象期間末現在の被保護世帯数 14,827 世帯のうち、705 世帯（抽出率 4.8%）を抽出し調査を行った。

イ 頻回受診者に対する適正受診の指導状況については、監査対象期間中の受診状況把握対象者 260 名のうち、113 名（抽出率 43.5%）を抽出し調査を行った。

ウ 新規申請時における実地調査については、監査対象期間中に生活保護を申請した 1,724 世帯のうち、154 世帯（抽出率 8.9%）を抽出し調査を行った。

(2) 調査結果

ア 収入認定並びに扶助費の認定及び支給については、児童扶養手当の収入認定誤りによる支給過が 2 件（指摘事項及び注意事項）あった。この他、扶助費の認定等に当たって確認が十分でないものが、一部見受けられた。

イ 頻回受診者に対する適正受診の指導状況については、頻回受診者指導台帳が整備されていないものが 1 件（注意事項）あった。

ウ 新規申請時における実地調査は、適正に行われていた。

(3) 意見事項

生活保護費を適正に支給するため、収入認定及び各種扶助費の認定等は、所内のチェック体制をより一層強化し、世帯の状況の的確な把握に努める必要がある。